

住宅ローン

商品名	舞・Home 2 1 《自由自在》 保証会社：一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ○一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ○お申込時およびお借入時の年齢が満20歳以上70歳未満で完済時満81歳未満の方 ○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担） ※加入できない方は、法定相続人1名を連帯保証人としていただきます。 ○個人信用情報照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方 ○現勤務先に1年（会社役員は3年）以上勤務または同一場所で同一業種を3年以上営業されている方 ○前年年収が100万円以上あり安定継続した収入のある方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金、住宅ローン借換資金等
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ○50万円以上2億円以内（1万円単位） ○借地の場合は50万円以上3,000万円以内（1万円単位）
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の種類（一戸建住宅・マンション）および新築・中古にかかわらず、下記のご融資期間で取扱うことができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・借地以外の場合：1年以上50年以内 ・借地の場合：1年以上30年以内 ※借地権付住宅は、借地契約期間（残存期間）により、ご融資期間が30年より短くなる場合があります。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ○次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）のいずれかをお選びいただけます。 ①変動金利 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。）」を基準とする融資利率を適用します。 ・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。 ・毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。 ・当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合は期日までにお申し出ください。 ・固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。 ②固定金利（2年・3年・5年・10年・20年） <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。 ・固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんのでご返済額は一定となります。 ・固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済（元金均等返済の取扱いはできません。） ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。）
保証人担保 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。 ○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある場合、団体信用生命保険不加入等の場合は必要です。 ○当金庫に対し不動産を担保として差し入れていただきます。 ※建築基準法に違反した建物の場合はお取扱できません。 ○定期借地権のお取扱いはできません。 ○火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長5年、保険料一括払）とし、保険金額は建物の時価としてご加入いただきます。質権設定が必要となる場合もごさいます。
団体信用 生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫所定の団体信用生命保険にご加入いただきます。「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」、「信用金庫団体信用生命保険制度」から選択いただけます。 ○「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」 ※お借入れ時点で満66歳未満の方に限らせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・全疾病保障特約付団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病（悪性新生物[がん]、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（免責期間なし）。就業不能状態が12か月継続したら、保険金により住宅ローンの残債が返済されます。 8疾病以外のすべての病気やケガ（精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（3か月免責あり）。就業不能状態が24か月継続したら、保険金により住宅ローンの残債が返済されます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・ワイド団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。団体信用生命保険より、お引受範囲が拡大されています。ワイド団体信用生命保険に加入される場合は、全疾病保障特約付団体信用生命保険、団体信用生命保険に加入される場合より融資利率が年0.5%上乗せとなります。 <p>○「信用金庫団体信用生命保険制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内となった場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・3大疾病保障特約付団体信用生命保険：3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入することもできます。3大疾病保障特約付団体信用生命保険はお借入れ時点で満50歳以下の方に限らせていただき、加入期間は75歳までとなります。3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入される場合は、団体信用生命保険に加入される場合より融資利率が年0.3%上乗せとなります。 <p>○各団体信用生命保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは各団体信用生命保険のご説明書をご覧ください。</p>
<p>保証料 手数料 ※手数料は 消費税込</p>	<p>○保証料 金利に含まれています。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行手数料 融資金額×2.2% ・電子契約手数料(電子契約サービスを利用した場合) ご契約金額500万円超～1,000万円以下：5,500円、1,000万円超～5,000万円以下：11,000円、5,000万円超～1億円以下：33,000円、1億円超：55,000円 ・繰上返済手数料 11,000円 ・その他変更手数料 5,500円 <p>固定金利適用期間終了時に固定金利（2年・3年・5年・10年）をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利（2年・3年・5年・10年）に変更する時、返済方法等の条件変更の時、金利引下げの時など。その他については窓口担当者にお問い合わせください。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に上記リスク統括部または全国しんさん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんさん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんさん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○ご用意いただく書類については、巻末をご覧ください。</p> <p>○カーボンゼロ・住宅ローン 借入金額は2,000万円以上2億円以下 「エネルギー消費性能の向上に資する設備」を採用する住宅の新築及び新築一戸建、新築マンションの購入、増改築の場合、該当設備部分の借入に対して金利0%に相当する利率を設定します。 対象設備費用はA・100万円（50万円超100万円以下）、B・200万円（100万円超200万円以下）、C・300万円（200万円超）の3区分として適用します。 ※設備金額50万円以下は対象外、上限金額は300万円となります。 （利率計算一例）借入金額3,500万円、太陽光パネル150万円、通常適用金利1.460%の場合 優遇部分200万円×0%=年間利息額、通常部分3,300万円×1.460%=年間利息481,800円 優遇後利率年1.376%（利率は概算です） ※利率の優遇の詳細、融資後の優遇利率の計算は当金庫の定めるところによります。 ※優遇後適用利率は小数点以下第4位切り捨てとなります。年間利息額は通常部分の金額に金利を乗じた概算金額です。 「エネルギー消費性能の向上に資する設備」とは、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等）、太陽熱利用システム、太陽光発電、照明設備（LED、人感センサー等）、節水設備（シャワー、トイレ等）、高断熱（浴槽、複層ガラス、二重サッシ層）を指します。</p>

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。

住宅ローン

商品名	舞・Home 21 《自由自在》 保証会社：全国保証株式会社													
ご利用いただける方	<p>○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。</p> <p>○全国保証株式会社の保証が受けられる方</p> <p>○お借入時の年齢と完済時の年齢は加入される団体信用生命保険により異なります。</p> <table border="1" data-bbox="427 309 1302 470"> <thead> <tr> <th>団信の種類</th> <th>申込時年齢および実行時年齢</th> <th>完済時年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般団信</td> <td>満20歳以上 満40歳未満</td> <td>満85歳の誕生日の前月末</td> </tr> <tr> <td>満40歳以上 満65歳未満</td> <td>満80歳の誕生日の前月末</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3大疾病団信</td> <td>満20歳以上 満40歳未満</td> <td>満85歳の誕生日の前月末</td> </tr> <tr> <td>満40歳以上 満50歳未満</td> <td>満75歳の誕生日の前月末</td> </tr> </tbody> </table> <p>○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担）</p> <p>○個人情報情報照会で事故のない方</p> <p>○反社会的勢力に該当しない方</p> <p>○現勤務先に1年（会社役員は経営法人の通年決算2期以上）以上勤務または自営業の方は通年決算2期以上の方 ※ご親族が経営される会社に勤務されている方は1年以上勤務かつ勤務されている法人の決算2期以上となります。</p> <p>○前年年収が100万円以上あり安定継続した収入のある方</p>	団信の種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢	一般団信	満20歳以上 満40歳未満	満85歳の誕生日の前月末	満40歳以上 満65歳未満	満80歳の誕生日の前月末	3大疾病団信	満20歳以上 満40歳未満	満85歳の誕生日の前月末	満40歳以上 満50歳未満	満75歳の誕生日の前月末
団信の種類	申込時年齢および実行時年齢	完済時年齢												
一般団信	満20歳以上 満40歳未満	満85歳の誕生日の前月末												
	満40歳以上 満65歳未満	満80歳の誕生日の前月末												
3大疾病団信	満20歳以上 満40歳未満	満85歳の誕生日の前月末												
	満40歳以上 満50歳未満	満75歳の誕生日の前月末												
お使いみち	<p>○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金等 ※住宅ローンの借換資金のお取扱いはできません。</p>													
ご融資金額	<p>○100万円以上2億円以内（1万円単位）</p>													
ご融資期間	<p>○2年以上50年以内 ※建物の種類（一戸建住宅・マンション）および新築・中古にかかわらず、上記期間にて取扱うことができます。</p>													
ご融資利率	<p>○次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>①変動金利</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。 ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。 毎返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前返済額×1.25」を限度とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合は期日までにお申し出ください。 固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。 <p>②固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。 固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんのでご返済額は一定となります。 固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、借入当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。 													
ご返済方法	<p>○元利均等返済（元金均等返済の取扱いはできません。） ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資金額の50%以内となります。</p>													
保証人 担保 火災保険	<p>○全国保証株式会社の保証をご利用いただけます。</p> <p>○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある等の場合は必要です。</p> <p>○当金庫に対し不動産を担保として差し入れていただきます。 ※建築基準法に違反した建物のお取扱いできません。</p> <p>○定期借地権のお取扱いはできません。</p> <p>○火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長5年、保険料一括払）とし、保険金額は建物の時価としてご加入いただきます。質権設定が必要となる場合もございます。</p>													
団体信用 生命保険	<p>○加入者が万一死亡または所定の高度障害になった場合に保険金によりローンの残債が返済される全国保証が指定する「団体信用生命保険」にご加入いただけます。お客さまの選択により、死亡・所定の高度障害に加え、3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入することもできます。</p> <p>○「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」はお借入れ時点で満50歳未満の方に限らせていただき、加入期間は75歳の誕生日前月末までとなります。「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」に加入される場合は、死亡・所定の高度障害のみが保険金の対象となる「団体信用生命保険」に加入される場合より融資利率が年0.3%上乘せとなります。</p> <p>○当該保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは団体信用生命保険申込書兼告知書裏面の「団体信用生命保険のご説明」をご覧ください。</p>													

<p>保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込</p>	<p>○保証料 金利に含まれています。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行手数料 融資金額×2.2% ・電子契約手数料(電子契約サービスを利用した場合) ご契約金額500万円超～1,000万円以下：5,500円、1,000万円超～5,000万円以下： 11,000円、5,000万円超～1億円以下：33,000円、1億円超：55,000円 ・繰上返済手数料 11,000円 ・その他変更手数料 5,500円 <p>固定金利適用期間終了時に固定金利(2年・3年・5年・10年)をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利(2年・3年・5年・10年)に変更する時、返済方法等の条件変更の時、金利引下げの時など。その他については窓口担当者にお問い合わせください。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)に営業店またはリスク統括部(午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話番号：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話番号：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話番号：03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話番号：045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○ご用意いただく書類については、巻末をご覧ください。</p> <p>○カーボンゼロ・住宅ローン 借入金額は2,000万円以上2億円以下 「エネルギー消費性能の向上に資する設備」を採用する住宅の新築及び新築一戸建、新築マンションの購入、増改築の場合、該当設備部分の借入に対して金利0%に相当する利率を設定します。 対象設備費用はA・100万円(50万円超100万円以下)、B・200万円(100万円超200万円以下)、C・300万円(200万円超)の3区分として適用します。 ※設備金額50万円以下は対象外、上限金額は300万円となります。 (利率計算一例)借入金額3,500万円、太陽光パネル150万円、通常適用金利1.460%の場合 優遇部分200万円×0%=年間利息額、通常部分3,300万円×1.460%=年間利息481,800円 優遇後利率年1.376%(利率は概算です)</p> <p>※利率の優遇の詳細、融資後の優遇利率の計算は当金庫の定めるところによります。</p> <p>※優遇後適用利率は小数点以下第4位切り捨てとなります。年間利息額は通常部分の金額に金利を乗じた概算金額です。 「エネルギー消費性能の向上に資する設備」とは、高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等)、太陽熱利用システム、太陽光発電、照明設備(LED、人感センサー等)、節水設備(シャワー、トイレ等)、高断熱(浴槽、複層ガラス、二重サッシ層)を指します。</p>

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。

住宅ローン

商品名	舞・Home 2 1 《自由自在》 保証会社：みずほ信用保証株式会社
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ○みずほ信用保証株式会社の保証が受けられる方 ○お借入時の年齢が満20歳以上61歳未満で完済時満81歳未満の方 ○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担） ※加入できない方は、法定相続人1名を連帯保証人としていただきます。 ○個人信用情報照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方 ○現勤務先に1年（会社役員は3年）以上勤務または同一場所で同一業種を3年以上営業されている方 ○前年年収が200万円以上あり安定継続した収入のある方
お使いみち	○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金、住宅ローン借換資金等
ご融資金額	○100万円以上5,000万円以内（10万円単位）
ご融資期間	○35年以内（1年単位） ※建物の種類（一戸建住宅・マンション）および新築・中古にかかわらず、上記期間にて取扱うことができます。
ご融資利率	○次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年）のいずれかをお選びいただけます。 ①変動金利 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。 ・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。 ・毎回返済額よ、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合は期日までにお申し出ください。 ・固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。 ②固定金利（2年・3年・5年・10年） <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。 ・固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんのでご返済額は一定となります。 ・固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、借入当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。
ご返済方法	○元利均等返済（元金均等返済の取扱いはできません。） ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。
保証人担保 火災保険	○みずほ信用保証株式会社の保証をご利用いただけます。 ○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある場合、団体信用生命保険不加入等の場合は必要です。 ○みずほ信用保証株式会社に対し不動産を担保として差し入れていただきます。 ※建築基準法に違反した建物の場合はお取扱できません。 ○定期借地権のお取扱いはできません。 ○火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長5年、保険料一括払）とし、保険金額は建物の時価としてご加入いただきます。質権設定が必要となる場合もございます。
団体信用 生命保険	○当金庫所定の団体信用生命保険にご加入いただけます。「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」、「信用金庫団体信用生命保険制度」から選択いただけます。 ○「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」 <ul style="list-style-type: none"> ・全疾病保障特約付団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病（悪性新生物[がん]、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（免責期間なし）。就業不能状態が12か月継続したら、保険金により住宅ローンの残債が返済されます。 ・8疾病以外のすべての病気やケガ（精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（3か月免責あり）。就業不能状態が24か月継続したら、保険金により住宅ローンの残債が返済されます。 ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・ワイド団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された

	<p>場合に保険金によりローンの残債が返済されます。団体信用生命保険より、お引受範囲が拡大されています。ワイド団体信用生命保険に加入される場合は、全疾病保障特約付団体信用生命保険、団体信用生命保険に加入される場合より融資利率が年0.5%上乗せとなります。</p> <p>○「信用金庫団体信用生命保険制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内となった場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・3大疾病保障特約付団体信用生命保険：3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入することもできます。3大疾病保障特約付団体信用生命保険はお借入れ時点で満50歳以下の方に限らせていただき、加入期間は75歳までとなります。3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入される場合は、団体信用生命保険に加入される場合より融資利率が年0.3%上乗せとなります。 <p>○各団体信用生命保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは各団体信用生命保険のご説明書をご覧ください。</p>
<p>保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込</p>	<p>○保証料 融資実行時に保証会社に保証料をお支払いいただきます。詳しくは住宅ローン保証料表をご覧ください。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証会社事務手数料 1案件 33,000円 ・住宅ローン新規実行手数料 融資金額×2.2% ・繰上返済手数料 11,000円 ・その他変更手数料 5,500円 <p>固定金利適用期間終了時に固定金利（2年・3年・5年・10年）をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利（2年・3年・5年・10年）に変更する時、返済方法等の条件変更の時、金利引下げの時など。その他については窓口担当者にお問い合わせください。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○ご用意いただく書類については、巻末をご覧ください。</p> <p>○カーボンゼロ・住宅ローン 借入金額は2,000万円以上5,000万円以下 「エネルギー消費性能の向上に資する設備」を採用する住宅の新築及び新築一戸建、新築マンションの購入、増改築の場合、該当設備部分の借入に対して金利0%に相当する利率を設定します。 対象設備費用はA・100万円（50万円超100万円以下）、B・200万円（100万円超200万円以下）、C・300万円（200万円超）の3区分として適用します。 ※設備金額50万円以下は対象外、上限金額は300万円となります。 （利率計算一例）借入金額3,500万円、太陽光パネル150万円、通常適用金利3.325%の場合 優遇部分200万円×0%=年間利息額、通常部分3,300万円×3.325%=年間利息1,097,250円 優遇後利率年3.135%（利率は概算です） ※利率の優遇の詳細、融資後の優遇利率の計算は当金庫の定めるところによります。 ※優遇後適用利率は小数点以下第4位切り捨てとなります。年間利息額は通常部分の金額に金利を乗じた概算金額です。 「エネルギー消費性能の向上に資する設備」とは、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等）、太陽熱利用システム、太陽光発電、照明設備（LED、人感センサー等）、節水設備（シャワー、トイレ等）、高断熱（浴槽、複層ガラス、二重サッシ層）を指します。</p>

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。

住宅ローン

商品名	舞・Home 2 1 《自由自在》 保証会社：MG保証株式会社
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員の資格を有する方（詳しくはかわしんの営業地区をご覧ください。） ※融資残高（貸越契約が有る場合は極度額を含みます）が700万円を超える場合は、当金庫に出資し会員となっていただきます。 ○MG保証株式会社の保証が受けられる方 ○お申込時およびお借入時の年齢が満20歳以上70歳未満で完済時満81歳未満の方 ○団体信用生命保険に加入できる方（保険料は当金庫負担） ○個人信用情報照会で事故のない方 ○反社会的勢力に該当しない方 ○現勤務先に1年（会社役員は2年）以上勤務または同一場所で同一業種を2年以上営業されている方 ○安定継続した収入のある方（住宅ローンプラスの場合は、前年年収が200万円以上である方）
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ○ご本人が所有しご本人およびご家族がお住まいになる住宅の新築・購入資金、マンション購入資金、住宅の増改築・修繕資金、中古住宅（マンションを含みます）購入資金、住宅用土地購入資金 ※住宅ローンの借換資金のお取扱いはできません。 ○住宅ローンプラスの場合は、上記に加えて500万円を上限（住宅ローン部分の借入金額×50%が500万円未満の場合はその金額まで）に自由にお使いいただけます（事業性資金を除き、原則支払先等への振込となります）。
ご融資金額	○2億円以内（1万円単位）
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅ローンの場合：50年以内 ○住宅ローンプラスの場合：50年以内 ※建物の種類（一戸建住宅・マンション）および新築・中古にかかわらず、上記期間で取扱うことができます。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ○次の変動金利または固定金利（2年・3年・5年・10年・20年）のいずれかをお選びいただけます。 ①変動金利 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の「住宅ローン基準利率(以下「基準利率」といいます。)」を基準とする融資利率を適用します。 ・ご融資後の融資利率の見直しは、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」といいます。）に行い、融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、前回基準日と今回基準日の基準利率の差額により算出し、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日より適用します。 ・毎回返済額は、融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しを行うまでは、その間に融資利率の変更があっても変更しません。融資利率の毎年10月1日での5回目の見直しにより毎回返済額を変更する場合は、新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して新返済額を定めます。ただし、利率が大幅に上昇し返済額が増額となる場合でも、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。 ・当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合、原則として期日に一括返済していただきますが、一括返済が困難な場合は期日までにお申し出ください。 ・固定金利に変更した場合（20年固定型のお取扱いはできません。）、融資利率は変更時の所定利率となり、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。 ②固定金利（2年・3年・5年・10年・20年） <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定方式で毎月決定する利率を適用します。 ・固定金利をご選択いただいた方は、固定金利適用期間中の融資利率の変更はありませんのでご返済額は一定となります。 ・固定金利適用期間終了時には、変動金利または固定金利（20年固定型のお取扱いはできません。）のいずれかをお選びいただけます。融資利率は変更時の所定利率となりますので、当初の融資利率とは異なる可能性があります。また、新返済額は新利率、残存元金、残存期間等に基づき再計算して定めます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済（元金均等返済の取扱いはできません。） ※ボーナス時の増額返済併用もできます。ただし、ボーナス増額分はご融資額の50%以内となります。
保証人 担保 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ○MG保証株式会社の保証をご利用いただけます。 ○保証人は原則不要ですが、不動産の共有がある場合、所得合算がある等の場合は必要です。 ○当金庫に対し不動産を担保として差し入れていただきます。 ※建築基準法に違反した建物の場合はお取扱できません。 ○借地権のお取扱いはできません。 ○火災保険は融資期間満了日までの長期火災保険（最長5年、保険料一括払）とし、保険金額は建物の時価としてご加入いただきます。質権設定が必要となる場合もございます。
団体信用 生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫所定の団体信用生命保険にご加入いただけます。「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」、「信用金庫団体信用生命保険制度」から選択いただけます。 ○「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」 ※お借入れ時点で満66歳未満の方に限らせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・全疾病保障特約付団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 8疾病（悪性新生物[がん]、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（免責期間なし）。就業不能状態が12か月継続したら、保険金により住宅ローンの残債が返済されます。 8疾病以外のすべての病気やケガ（精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます）による就業不能になったら、月々のローン返済額が保険金により支払われます（3か月免責あり）。就業不能状態が24か月継続したら、保険金により住宅ローンの残債が返済されます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・ワイド団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内、重度のがんと診断された場合に保険金によりローンの残債が返済されます。団体信用生命保険より、お引受範囲が拡大されています。ワイド団体信用生命保険に加入される場合は、全疾病保障特約付団体信用生命保険、団体信用生命保険に加入される場合より融資利率が年0.5%上乗せとなります。 <p>○「信用金庫団体信用生命保険制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険：加入者が万一、死亡または所定の高度障害、余命6か月以内となった場合に保険金によりローンの残債が返済されます。 ・3大疾病保障特約付団体信用生命保険：3大疾病（悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し所定の状態になった場合も保険金の対象となる3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入することもできます。3大疾病保障特約付団体信用生命保険はお借入れ時点で満50歳以下の方に限らせていただき、加入期間は75歳までとなります。3大疾病保障特約付団体信用生命保険に加入される場合は、団体信用生命保険に加入される場合より融資利率が年0.3%上乗せとなります。 <p>○各団体信用生命保険に加入された場合でも、告知義務違反、免責事項等により保険金が支払われないこともあります。また、健康状態、当該保険の既加入保険金額等により保険に加入できない場合があります。</p> <p>○詳しくは各団体信用生命保険のご説明書をご覧ください。</p>
<p>保証料 手数料 ※手数料は 消費税等込</p>	<p>○保証料 金利に含まれています。</p> <p>○手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン新規実行手数料 融資金額×2.2% ・電子契約手数料(電子契約サービスを利用した場合) ご契約金額500万円超～1,000万円以下：5,500円、1,000万円超～5,000万円以下：11,000円、5,000万円超～1億円以下：33,000円、1億円超：55,000円 ・繰上返済手数料 11,000円 ・その他変更手数料 5,500円 <p>固定金利適用期間終了時に固定金利（2年・3年・5年・10年）をご選択いただく時、または、変動金利から固定金利（2年・3年・5年・10年）に変更する時、返済方法等の条件変更の時金利、引下げの時など。その他については窓口担当者にお問い合わせください。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）に上記リスク統括部または全国しんさん相談所（午前9時～午後5時、電話番号03-3517-5825）、関東地区しんさん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんさん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○ご用意いただく書類については、巻末をご覧ください。</p> <p>○カーボンゼロ・住宅ローン ※住宅ローンプラスでのご利用はできません。</p> <p>借入金額は2,000万円以上2億円以下</p> <p>「エネルギー消費性能の向上に資する設備」を採用する住宅の新築及び新築一戸建、新築マンションの購入、増改築の場合、該当設備部分の借入に対して金利0%に相当する利率を設定します。</p> <p>対象設備費用はA・100万円（50万円超100万円以下）、B・200万円（100万円超200万円以下）、C・300万円（200万円超）の3区分として適用します。</p> <p>※設備金額50万円以下は対象外、上限金額は300万円となります。</p> <p>（利率計算一例）借入金額3,500万円、太陽光パネル150万円、通常適用金利1.460%の場合 優遇部分200万円×0%=年間利息額、通常部分3,300万円×1.460%=年間利息481,800円 優遇後利率年1.376%（利率は概算です）</p> <p>※利率の優遇の詳細、融資後の優遇利率の計算は当金庫の定めるところによります。</p> <p>※優遇後適用利率は小数点以下第4位切り捨てとなります。年間利息額は通常部分の金額に金利を乗じた概算金額です。</p> <p>「エネルギー消費性能の向上に資する設備」とは、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等）、太陽熱利用システム、太陽光発電、照明設備（LED、人感センサー等）、節水設備（シャワー、トイレ等）、高断熱（浴槽、複層ガラス、二重サッシ層）を指します。</p>

☆当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、本ローンの詳細、現在の融資利率、ご返済額の試算につきましては、窓口にお問い合わせください。